

建設水道委員会会議録

1. 開催年月日

平成25年 9月20日 開会 9時58分 閉会 13時30分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

簀戸利昭 三輪順治 柳井一徳 惣台己吉
大滝文則 藤原清和

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 宮地俊則

(2) 副議長 上野安是

(3) 委員外議員 森本典夫

(4) 説明員

副市長 三宅生一 建設経済部長 田邊義博

水道部長 笠行眞太郎 建設経済部次長 川田純士

水道部次長 森本謙一 商工観光課長 武田吉弘

農林課長 谷昌彦 芳井支所長 笹井洋

美星支所長 金高常泰 上水道課長 藤代旨弘

都市建設課参事 加賀洋一 上水道課参事 田中伸廣

下水道課参事 妹尾福登 上水道課長補佐 吉本泰人

下水道課長補佐 飛田圭三 都市建設課主幹 田中大三

(5) 事務局職員

事務局長 川上勝三 事務局次長 岡田光雄

主任 藤井隆史

6. 傍聴者

(1) 議員 河合謙治、荒木謙二、三宅文雄、坊野公治、藤原浩司、西田久志
大鳴二郎、井口 勇、森本典夫

(2) 一般 1名

(3) 報道 0名

7. 発言の概要

委員長（簀戸利昭君） 皆さんおはようございます。

ただいまから建設水道委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 改めまして、皆さんにおはようございます。

本日は建設水道委員会ということで開催いただきました。皆様方にはご多用の中、ご参集くださいましてまことにありがとうございます。

この委員会に付託されております事案を申し上げますと、陳情が1件ということになっております。また、所管事務調査につきましては4本の提出がなされておるように思います。職員、真摯にご説明、ご回答を申し上げたいというふうに思います。あわせて、資料等の取り扱いにつきましては、個人情報等々を鑑みまして厳選な取り扱いに心がけていきたいというふうにも思っております。

なお、お手元に報告事項がございますが、皆様方には後ほどお目通しのほうをよろしくお願ひします。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈陳情第3号 TPP交渉に関する陳情書〉

委員（大滝文則君） 今回のTPP交渉に関する陳情書について、採択に反対の立場で討論いたします。

市民生活に少なからず影響が出る案件でありますから、できるだけ詳しく丁寧に理由を述べたいと思います。少し長くなりますが、お許し願ひたいと思います。

1つ目の理由としましては、6月議会において同様の請願書が出されていて、その際、当委員会は不採択でありました。繰り返しの理由となりますが、既に交渉は始まっており、与党、自民党のTPP交渉委員会を中心に、全党を挙げて国益の確保に全力を尽くす決意を表明されている中での採択は適切ではないと考えます。

安倍総理は、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく世界に繁栄をもたらし、この地域の安定にも貢献するものであり、日本が一旦交渉に参加した以上、重要なプレーヤーとして新たなルールづくりをリードしていく旨、表明するとともに、我が国として守るべきものは守り、攻めるべきものは攻め、積極的かつ建設的に議論に参加するという基本姿勢も示されています。

陳情趣旨の農業への、また多くの農山村地域や農業関連産業の崩壊の懸念は、TPP交渉の参加のいかんにかかわらず現在直面している大きな課題でもあります。そうした中、昨年

冬に行われた衆議院選挙で、自民党はTPP交渉については慎重な公約でありましたが、その後、国策として政府は交渉に参加を決断したわけです。TPP交渉は、交渉内容を公表してはならないという秘密保持義務がかかっている、これを破れば退場もあり得るといった協定になっています。日本はこれを受け入れて交渉に参加したとのこと。情報を出さないことへの不安や不信もあるかとは思いますが、現時点では先ほどの政府の決意をもとに、国益にかなう交渉を信頼したいと考えます。

そして、交渉開始前の6月5日、第83回全国市長会議で決定された提言によりますと、6月26日付で全国会議員及び政府関係府省等に要請として提出された提言書は全部で50項目ありました。その際の50項目の提言中、46番目に農業の振興に関する提言がなされています。農業に関する提言は16項目あり、TPPについてはその中の一つ、経済連携協定等に係る適切な対応という項で触れられています。この中では、除外品目に関することや情報公開への要請はあるものの、国益を守り、我が国の繁栄につながるような交渉を進めることと、脱退や撤退の言葉はない、交渉へ向け一歩踏み込んだ内容の提言となっています。少子化が進み、人口減少時代に入って国内市場が縮小する中では、最先端の製造業に限らず、農業分野においても海外へ目を向けた成長戦略を立てることが必要でもあります。今、政府が交渉からの撤退をすることが限りなく低い中では、反対の声や脱退の声を上げることより、今後はますますグローバル化していく次世代に備え、地域農業を振興することや地域活性化施策を積極的に議論し、国や地方、生産者、各種団体等が連携して6次産業化への取り組みや農産物の輸出戦略などの具体的施策を構築することが大事であると考えます。

いま一つの理由としましては、参加していない時点なら採択も可能とは思いますが、国策として政府は参加を決断し、交渉が進んでいる現時点では、国際、外交レベルの案件でもあります。市議会が国に対して意見書を提出することにはならないと思います。

以上の観点から、私はこの陳情書についての採択は必要ないと考え、陳情書採択の反対討論とさせていただきます。

以上です。

委員（柳井一徳君） 私も不採択の立場の意見としまして、けさの報道でございましたが、すけれども、新聞報道に載っておりましたが、現在、輸入米よりおいしい米づくりに自助努力している地域もあるということも報道されておりました。それぞれの分野で、もう既に少しずつではありますけれども動き始めているのも事実であり、もう日本に不利益となる交渉がないように政府に力強い交渉をお願いしたいという観点から不採択ということなのです。

委員（藤原清和君） 私たちはこのTPPのことについては一切もう新聞以外で情報を得ることはないんでございますけれども、新聞紙上によりますと、きょうまでに12カ国のそれぞれが税を廃止にしていくための品目について95%まで出しなさいということで決定した

ことに皆さん同意しとるということでございますから、その95%をどういうふうに日本はするかと一生懸命取り組んでやっておられますけども、先ほどおっしゃっておられたように、この農業に関する5品目を外すことになった場合には95%に到達しないと。93.5%しかいかないということですが、その中でどういったものにどういうふうに取り組んでいくかということは今一生懸命政府のほうではやっておられるということでございまして、見守っていきながら全てやっていくべきじゃないかなと思っておりますし、先ほどもありましたように6月で既に不採択ということで結論を出しておりますけども、その交渉の内容を示せとかそういうなことには到底ならないと思いますから、この陳情につきましてはもう不採択ということにさせていただきたいと思っております。

以上です。

〈なし〉

〈採決 不採択〉

委員長（簀戸利昭君） 以上で陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任を願いたいと思っております。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈大江残土処分場の今後の利用計画について〉

委員長（簀戸利昭君） 次に、所管事務調査を行います。

初めに、大江残土処分場の今後の利用計画についてを議題といたします。

委員（三輪順治君） それでは、本件につきましてのご説明をいたします。

今、お手元のほうに資料がありますので、まず委員長にお願いですが、この資料の説明を聞いた後、内容に入らせていただければよろしいでしょうか。もしよければ、先に説明をお願いしたいと思っておりますが。

建設経済部次長（川田純士君） お手元にA4版の位置図、A3版の平面図と横断図を提出させていただいております。

まず、A4版の位置図でございます。大江町三ツ木峠地内の大江残土処理場でございますけれども、大江公民館から大江小学校を南下して県道井原福山港線を南に行き、峠のあたり

を右に市道に入っていただきまして400mほど行っていただきますと大江の残土処理場跡でございます。

次に、平面図でございます。カラー刷りの面図でございますけれども、黄緑色の部分が埋め立てております保安林部分、紫色の部分が、保安林以外の部分で現在地元の大江地区の皆さんに委託をして管理をしていただいております部分でございます。肌色の部分、第2期埋立地につきまして、今現在のり面整形とか整地をしておる状況でございます。凡例のところを見ていただきますと保安林部が約2万8,700平方メートル、管理委託地のほうが6,100平方メートル、第2期の埋立地部分が2万1,600平方メートル、約でございますが、なっております。縮尺につきましては、資料のために縮小しておりますので縮尺は違っております。

続きまして、断面図でございます。断面図のほうでございますけれども、平面図のほうの第2期埋立地部分に斜めの赤い線が2本入っておりますが、平面図のNo. 4、No. 5という断面がこちらの断面図の上がNo. 5、下がNo. 4の部分の断面でございます。上のNo. 5のほうで説明を申しますと、一番下1番下の点線の濃い部分が元の地山の部分、埋め立てる前の推定線でございます。それから一番上の赤い部分が最終の計画の線でございます。その間に黒い実線でございますけれども、これが当初と言いますか、その前の計画線でございます。約1.4メートルほど追加で埋め立てをしておる状況でございます。一番右側を見ていただきますと、EL、標高でございますけれども、書いてございますが、先ほど申しました進入道路との高低差が約3.6メートルあまりございます。そういった状況でございます。

以上です。

委員（三輪順治君） ご説明ありがとうございました。

本所管事務調査の件は、実は先般、大江学区におきます市民の声を聴く会、議会が主催でございましたが、そのときに会場にお見えになった市民の方から残土処分場についてその利用のあり方、計画的なものがないかということでお問い合わせがあったことに関し、当日ははっきりしないので改めてお答え申し上げるといふような形で帰っております、そのときは。なぜその方がそれをお言いになったかといえ、資料としては今、手元にないと思っておりますが、平成23年に第1回の市民の声を聴く際に、その方かどうかわかりませんが、大江の残土処分場に関する質問が2点出ておまして、まず1点は、大江残土処分場に残土等の仮置きはできないかと、こういうお問い合わせに対して、議会としては仮置きは可能です。今言よう議会の答弁は当然執行部とすり合わせをしたものです。ただし、後の利用が明確であり、仮置き中の管理及び撤去後の整地が適正に行われるものに限りますというのが1点目の質問に対しての答弁。

それから、2点目が、同じ日ですが、前後どちらが先かわかりませんが、残土処理場跡地利用をどう考えているのかというお問い合わせに対して、執行部と協議した上でございますが、配水路の整備及びのりの整形等表面整地を行います。跡地の利用計画については、現段階では未定です。こういうふうなお答えでした。これを当日、8月二十何日でしたか、大江で話をしたときに、当然のことながら前2回の大江地区の質問と回答を皆さんのほうにお出ししましたところ、それをもとに結局その方は言っていることがよくわからんと。結局どうすればいいのかというようなお問い合わせになりまして、その際に、確かに回答すればやれ、すなというような回答になっているような節も見受けられますので、私が班長として当時その会場におったわけですが、答えがわからなくて持ち帰り協議したいと、こういうことでありました。本件を所管事務に上げた経過はそういうことでございます。

したがって、今ご説明いただいたのが現状がまずどうなっているかということ、これについて説明いただきましたが、これからちょっと本論に入らせていただきたいと思います。その前提を受けて、これから質問をさせていただきたいと思います。

まず、この大江地区の残土処理が終わってから今日までの地元との協議の経過の概略についてご説明いただきたい。現状がどうなっているかということについて、まずご説明をお願いしたいと思います。

建設経済部次長（川田純士君）　　ちょっと質問の順番とは逆になりますけど、まず現状についてお話をさせていただきます。

現状につきましては、先ほど図面でも申しましたけども、第1期の埋立部分が約3万4,800平方メートル、そのうち保安林部分が約2万8,700平方メートル、地元で管理をいただいておりますところが6,100平方メートルでございます。それから、第2期で埋め立てておりますのが約2万1,600平方メートルでございます。そういったことで、現在は先ほど言われたようにまだ土地の整形、のり面等、そういったものの工事を行っておりますのでございます。

次に、今日までの地元との折衝経過についてでありますけども、まず第1期の埋立地部分以外の、図面でいいますと紫色の部分につきましては、地元の大江の団体が管理をいただいで、なおかつグラウンド・ゴルフ場を整備されてコミュニティー活動を活発にされておる状況でございます。保安林につきましては、植栽をして森林に戻すということで行っております。この第2期埋立地の肌色の部分につきましてはまだ整形工事中ということもあります。この第2期埋立地の肌色の部分につきましてはまだ整形工事中ということもありますが、地元からの意見とか要望等については執行部のほうとしては全く伺っておりませんので、特に折衝等というものは行っておりません。

以上です。

委員（三輪順治君）　　ここで確認なんですけど、これだけの面積ですから地権者がいろいろ

といらっしゃったかもわかりませんが保安林で緑色で表示してあるところは、これは原状に復するというだけでもとの植栽、埋めてはあるんですが、これは県との何かお約束でしょうか。もとに戻すということで、これはもう地元もご了解済みでございましょうか。

建設経済部次長（川田純士君） 地元の了解というよりは、この保安林自体を埋め立てる際にそういった県の条件でやっておりますので、そのようにやっておるということでございます。

委員（三輪順治君） 紫色か朱色かよくわかりませんが赤い部分、この部分は緑とちょっと区別してあるんですが、保安林の中におるんですか、それともここは除外区域ですか。

建設経済部次長（川田純士君） ここは保安林以外の区域です。

委員（三輪順治君） 先ほどのお話では、地元としてここを今グラウンド・ゴルフ等の会場として市との一定の約束の中でお使いになっているという現状でございますね。恐らく問題となったのは、これを含めて第2期埋立地の件だと思われまます。お尋ねの内容が、実は地元としても平成の森としてお借りしたグラウンド・ゴルフとか散歩コースとかがあるけれども、今後の利用計画があれば電気もつけるとか、とても楽しみにしているところです。利用計画がないということであれば、とつてももったいないというふうに考えているから、井原市のために何か役に立つ方法がないかと考えていらっしゃるという地元の声です。具体的には、例えばこの方のご意見でしたんですけれども、ソーラーを設置するとかあるいは温泉施設等もあれば協議の中に含めて考えていきたい、こういうなお気持ちをこの方は述べられました。

これは大江学区全体の意見ではないんですが、そういうこの残土処分場に関して非常に關心をお持ちであるということ間違いなくございまして、今お話を聞くと、現在のり面、あるいは整地を第2期埋立地ではやっている。地元からも、何も今正式には要望等も聞かれていないと、こういうことございまして、地元の方の思いはそういう形でいろいろお考えのようございましてから、一つ全体的に左の緑の部分はこれは解決をしたとして、朱色の部分を含めて茶色い部分、この部分について地元のほうと協議を速やかに開始され、ある程度の将来構想、あるいは将来計画をご一緒におつくりになってはどうですかということ私を申し上げたいと思います。今現在工事中でございましてということありますから何も言うことはありませんが、ぜひご地元のほうとよくよく協議して、この残土処分場の跡地利用についてはお考えを示してあげてください。要望でございまして。

なお、井原市には残土処分場の管理規定というのがあるようでございまして、今指定されておるのは1カ所だけでございまして。これは規定がありますけれども、こういう規定にかかわらずご地元のほうのご要望も踏まえて弾力的な答えをよろしくお願ひしたい。この件は私のほうからは以上でございまして。

〈なし〉

〈市道の側溝ふたの設置について〉

委員長（簀戸利昭君） 次に、市道の側溝ふたの設置についてを議題といたします。

委員の方から発言をお願いします。

委員（三輪順治君） これからあと3件あるんですが、まず1点目で上げておりますもの、全て市民の声を聴く会で、これは全市的な影響があるということで取り上げさせていただきました案件です。

まず、1番目に上げました市道への側溝ふたの設置ということで、目的につきましてはここにありますように、安心・安全のまちづくりのために危険度の高いところから計画的に側溝ふたの整備を行う必要があるのではないかと感じたからでございます。

ご質問の内容でございますが、現状において市道の延長が約1,200キロというふうにお伺いしておりますが、そこにはまず側溝ふたを行政がおつくりになったり、あるいは民間等がおつくりになったりいろいろあります。そしてまた、側溝ふたがないところもあります。ただ、側溝ふたがないところにつきまして、あるところも含めてですが、特にないところにつきましていわゆる学校通学危険、あるいは夜間の歩行とか自転車通行等の際に、これは危ないだろうということで把握されていらっしゃる側溝未整備の実態がおわかりになれば、その実態をまず明らかにしていただきたいと思っております。

建設経済部次長（川田純士君） 先ほどおっしゃいましたように、市道の総延長が約1,200キロメートルと非常に長く、道路台帳の平面図で側溝のありなしについては確認をできますけれども、危険な水路であるかどうかの個別具体的な判断まではできておりません。側溝は、基本的には路面や隣接する土地に降った雨水を排除することを目的としておるほか、用排水路を兼ねて設置しているものなどがあります。維持管理を容易にするために、原則としてふたがけはしておりません。ただ、住宅や事業所、民間の駐車場等へ出入りするために必要な側溝ふたにつきましては、各個人で道路法の規定に基づく占用手続を行って設置していただいております。

また、道路の改良工事、あるいは道路修繕工事において、道路幅員が狭小な箇所、歩道を兼ねている箇所等において、必要と認めれる箇所については市で側溝ふたを設置しております。

以上です。

委員（三輪順治君） 基本認識としてお問い合わせをまずいたしますが、いわゆる市道に即してやります側溝の管理責任というのは井原市でお持ちでございましょうか。

建設経済部次長（川田純士君） 道路認定部分については、市の管理ということになるのかと思います。

委員（三輪順治君） 先ほど来の説明によると、市のほうで溝ぶたと言います側溝ぶたをされとるともあればないともある。しかし、道路台帳ではわかるけれども、実際に危険区域としての調査はしておらないとこういうことでございますが、これは特に夜間、それから昼間においても、かなり深い側溝も市内にとりどころ見受けられます。転落すると、若い人とお年寄りでは損傷のダメージやあるいは打つところによって違うと思うんですが、非常に危ないと思われるところがありますから、そこらあたりの必要性について、恐らく各町内会長さんを初め各種団体から、市内の関係者から溝ぶたをしてくれというような要望があるんじゃないかと思いますが、もしあれば現状についてお知らせをいただきたいと思いません。

建設経済部次長（川田純士君） 仰せのとおり、地元からの要望で危険であるといったようなことで側溝ぶたをしてほしいということが年間を通してあるわけでございます。特に、先ほどおっしゃいましたような通学路等については、ふたがけをすることによって危険が回避されるというようなところ、こういったところもあるわけですが、それが何件今あるかということでの集計はちょっといたしておりませんが、その都度その都度要望がある都度、ご回答をさせていただいておりますし、市として必要であると判断すれば、必要な箇所に設置するという方向で回答をしておりますし、実際に施工をいたしております。

委員（三輪順治君） 箇所数の相対的なものはまとめていらっしゃらないということですが、現実問題、市のほうでそういう危険性があるところは即対応されておるということではございます。しかしながら、まだ側溝、私が余りまだ議員になって年数が少ないんですが、あちこちを見て回りますと相当危ないところがあるなというふうな思いをしているところもございます。もちろん、市のほうでそうした場所について、地元も当然認識されておるわけでございまして、要望が上がった際に何を基本にしてその工事をやるか。つまり、側溝ぶたをつけなければならない、管理上の問題は市があるとおっしゃったんでいいんですけども、緊急性、必要性、優先性とか、何をもとに判断してその要望にお応えになっているのか、この基準というのがあれば教えていただきたいと思いません。

建設経済部次長（川田純士君） 考え方としましては、道路の構造上、危険な箇所。すなわち、先ほど来申されておりますような水路の深さが深いところであるとか道路の幅員が狭小で自動車、歩行者が通行するのに容易に通行できない、交通上危険であるといったようなところを優先するわけですが、それは個別具体的に現場を確認して、その道路の形状であるとか今言いました深さ、それとか道路交通の交通量、そういったものも加味しながら、さらには地元地域住民の皆さんにとって生活の面で向上するというのであれば、設置をい

たしております。

委員（三輪順治君） わかりました。極めて正しい対応であろうというふうに判断いたしました。ただ、懸念されるのは、今日井原市ではそういう事例を私は知らないんですけども、本人の過失もあると思いますが、私が議員になったときに、事務所のちょうど西側の自動車屋さんがあるんですが、県道がありまして、橋を道路と会社との間にかけてたところから自転車で夜、多分酒に酔われとったんかもしれませんが転落死亡された。私は朝9時ごろ、事務所へ行っておると、わいわいがやがやと何かパトカーなんかが来て、実はそこに落ちて亡くなられたことがはっきりしたわけです。ご遺族の方が納得されれば、県の管理ですから、これは県との関係で納得されればいいんですけども、仮に市道であった場合に市の、例えばここにたったこれだけ手すりか、要するに転落防止柵があつたら、あるいはふたでもしてあれば落ちなんなのに、なぜそれをしてくれなかったかということにもし仮になった場合、全国的な道路上の管理の問題の瑕疵をめぐっては、私も全ては見るとはいきませんが、代表的な判例を見ましても、ほとんどの場合、行政側が敗訴をしております。ただ、全面的に敗訴しておるかといやあ、それは亡くなられた方やけがをされた方の原因も考慮して相殺をされて、6割とか5割とか7割とかそれはやられています。しかし、方向性としては、管理上の瑕疵というのは非常に問われております。

そういう観点から、今真摯にご対応されている現状はわかりましたが、今後においてそういう危険性があるところ、あるいはあらかじめ予見できる、言いかえたらそういうところをあらかじめもう、例えば側溝の中でも受けがあるところ、もう既にそういう構造になっているところか、比較的そこで危ないところかというのがわかるはずなんですね。そういうところから年次計画的に予算の中で、一遍にはできませんから、学校とかあるいは地元の方々等と協議する中で、限られた予算ではありますけれども、その中で計画的な安全・安心を担保する側溝ふたの整備について取り組みを始められたらどうでしょうか。お考えを建設経済部長にお聞きしたいと思います。副市長さんでもいいです。ちょっと基本にかかわることだから。

建設経済部長（田邊義博君） 道路管理者として瑕疵を問われないように、基本的には道路側溝のふたを設置してはどうかというようなお尋ねだったというふうに思います。

瑕疵の責任につきましては、道路の構造でありますとか用途、それから場所や環境や利用状況等のいろいろな要因を総合的に考慮いたしまして個別具体的に判断されるものでありますので、側溝ふたを設置したとしてもその他いろいろなさまざまな要因により瑕疵責任を問われないわけではありません。道路管理者としては、利用者の観点に立って日常の維持管理業務を適切に行うことが大切であるというふうに考えておりました、安全対策としては道路側溝のふたを設置するほかにも、転落防止柵でありますとか路肩ポールでありますとか、そ

れから外側線の施工などさまざまなものが考えられますので、危険と判断される場合がありますら申し出ていただいて、現場を確認した上で適切な処置をしまりたいというふうに思っております。

委員（三輪順治君） よく考え方はわかりますが、ぜひ要望が既に上がっているところを含めて、攻めの姿勢を含めて、攻めというのは要するにそういうふうに安心・安全をうたっているわけですから、先ほど言われました例示がありましたね。そういった部分を含めて取り組みをされておりますけれども、地元住民の方々は、いろんなそこに暮らす方は実態をよくご存じであります。したがって、そういう面もその声をよくお聞きになりながら、引き続き前向きに、能動的に取り組みを進めていただきたい。その姿勢が、何か事があるときに井原市として私は説明責任を果たしていく一つの大きな材料になる、こういうふうに思っておりますので、できるだけそういうふうな形は各セクションと今教育委員会との兼ね合いもありますし、農林との関連もありますし、単に道路構造だけの問題じゃない、警察との問題もありますので、関係部門ともよく連携して積極的な姿勢をお見せし、かつ具体的な行動に引き続きかかっていたきたい、このように思います。

よろしくお祈いしますが、今のお考えでよろしいでしょうか。確認のためにもう一度考えをお聞かせ願いたいと思います。

副市長（三宅生一君） 非常に貴重なご意見をいただきました。

市としましては、この溝ぶたのみならず、道路の全体の安全通行等々については道路パトロール等、万全を期していこうという気持ちでおります。何も溝ぶたに限った話ではないと思いますし、それから溝ぶたも、今もう高齢化率も随分高くなって溝の管理も地元でやっていただいているところもすごく多くあります。1つ上げるのに56キロからあるわけです。地元として、溝ぶたをとにかく欲しているというところだけではないんですね。ところが、道ですから、地元だけの人を通るわけでもないの、そういう兼ね合いも含めて総合的に判断し、危険箇所はその危険を回避していきたいというふうに思っております。このことは今ご提言をいただいてこれからやろうということではなくして、既にずっと井原市ではやってきておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員（三輪順治君） 副市長から基本的なスタンス、取り組みの姿勢、そして今日までの経過を含めてお話がありました。一つその線に沿って、引き続き安心・安全なまちづくりのためにご尽力をいただきたい、このように思います。よろしくお祈いいたします。

〈なし〉

〈都市計画区域内での上水道の引き込み工事について〉

委員長（簀戸利昭君） 次に、都市計画区域内での上水道の引き込み工事についてを議題といたします。

委員（三輪順治君） ここに調査の目的がお手元にありますように、水道局のほうでご確認をさせていただいた段階では、例えば新たに家をおつくりになって上水を引き込む場合に、本管からの引き込み工事、これはメーターの長い短いにかかわらず、3軒未満は井原市は行わないと、3軒以上まとまりゃあ行くと、こういうふうなことでお話を聞きしたことあります。

市民の側からすれば、納税者の立場からして、あるいはこれから井原市に入ってくるお方に対しても、これはいろんなバランスの問題も、各戸のバランスの問題もあろうかと思いますが、全てを建築主負担でなくて、何らかの井原市としていわゆる定住促進対策もやっているわけですから、呼び水として何かお考えがあればお願いしたいと思いますと同時に、現在3戸以上であれば引くよという根拠、1戸や2戸の場合は自分で引きなさいという、逆に言うとその論拠、これについて明らかにしていただきたいということです。これは市民の方の率直なご意見を、私がこの場で皆様方にご案内をしておりますので、わかりやすいご説明をお願いしたいと思います。

上水道課長（藤代旨弘君） 副委員長さんのご質問でございますが、まず上水道の事業につきましては、井原市の税条例第149条の規定による用途区域であるなしにかかわらず、水道事業の給水区域内におきましては、水道使用者から水道料金をいただきまして事業収入とし、配水管を布設し、水を供給している独立採算を基本とした公営事業でございます。

先ほど3戸というふうなご質問がございましたけれども、この3戸につきましては、基本的に給水を使用者の方が申し出をされますと、これは水道給水条例の第16条によりまして、給水装置工事に要する費用は当該工事申込者の負担とするとしております。多分、3戸以上とおっしゃられましたその管路につきましては配水管のことをおっしゃっておられるんだと思うんですけども、この配水管につきましてはこちらの水道のほうで内部で基準を設けておりまして、3戸以上の給水申し込みがあり、将来住宅の増加が予想される地域であるというふうにしております。と申しますのも、この3戸以上の給水申し込みというものは、元来、自己水源等で生活しておられる方、これを対象にしておりまして、新たに開発等によりまして入られる方につきましては、開発業者さんのほうで給水工事をしていただくというふうにしております。

以上でございます。

委員（三輪順治君） 論理はわかりました。もともとあるのは、多分水道法だろうと思

ます。そこで、市税条例の149条をお出しになり、そして内部の基準である給水申し込みの際の公的負担の対象戸数の考え方、今よくわかりました。給水条例の16条が基本であると。これは条例ですから、井原市において過去検討された結果であろうというふうに思います。

私がこの市民の方の非常に素朴な疑問として考えられた中には、恐らく背景に、例えば家を建てたときに電気を取る、中電が引っ張りますね。から、電話をつける。NTTが基本的にはおいでになりますね。屋内の工事は、当然これは自己負担であるというのは原則なのでございますけれども、給水管というのは、僕もよくわかりませんが、本管から自宅へ引き込むと。今言ようる引き込み工事というのは本管から引き込むわけであって、本管が仮に遠いところへあった場合に、漏れ聞くと、メーターあたりも掘って埋めていきますから結構な額になるというふうに聞いております。そうした場合に私が一つ懸念しようるのは、決まり事は決まり事で淡々と私もこれを市民の方に返すわけですが、決まり事はいいんですが、今井原市が定住促進策なり、あるいは町の活性化を含めていろいろ各種の助成制度もあります。それは大変評価をしておるわけですが、水道はやはり命のもとでございます。例えば、仮に今言ったように3戸以上で将来増加見込みがあるというような条件をおつけになることこそが、今日時点で正しい時宜判断なのか。時期はもう既に相当厳しい状況ということになっておりますので、水道局の事業会計決算も、また来週審査するようになりますけれども、できるだけ新しいおうちをお建てになる場合に、工事が宅地の場合、造成の場合は別としても、個人がお建てになる場合は一定の何かルールをつくって、ちょっとこれは私の私案でございますが、例えば20メーター本管から離れている、あるいは10メーター以上離れている場合はその工事費の3分の1とか2分の1とか補助してさしあげる。原則は、さっきおっしゃったように条例でいいんです、149条ないしは給水条例16条でいいんですが、特段の措置としてそういうふうなのを設けて、他にない、他都市にない呼び込み作戦の一環としてそういうものを設けて、より快適なまちづくりの一助にするということで、その余ったお金がその方の家の中のいろんな形にもお金を回せましょうし、そういうふうなことを私は思っておりますが、法律があつて条例があつて、もうこうだからだめなんやとこういうふうに言われますと、市民の方は納得される場合もあれば納得されない場合もある。しかし、納得されない場合にどう説明するか。これは、我々議員も市民に対して説明をせにゃあいけんわけですから今のお話をそのまま持っていくんですけども、多少そういうふうな、先ほど私の私案を申し上げましたが、引き込みの場合に弾力的な対応を少しでもお考えであれば、あるいは検討するような内容であるものであれば、何らかの方針、お考えをお示しいただきたいと思いますがどうでございましょうか。

上水道課長（藤代旨弘君） 幾分かの補助とかそういったことを創設されたらどうかとい

うふうにおっしゃっておられますけれども、先ほど申し上げましたその3戸の規定があります内規につきましては、平成5年に内規を定めておりまして、これを定めたのはなぜかと申し上げますと、井原市の水道の配管でございますが、第1次並びに第2次拡張事業で市内に網の目のように管路が埋設されております。この時点で、ほぼ市内の管路が埋設完了ということで、その後のこちらの職員の業者との対応するための同じ意識を統一するために内規を設けておりまして、かれこれ20年がたっております。この20年の間には、もちろん個人の方に何百メートルも引いていただいたこともございますし、最近では今年度におきまして180メートルの給水管を自己負担でしていただいている、そういった経緯もございます、ここの20年の歴史がございます。そういったものを、じゃあ新たに補助制度を設けますというふうな形で、過去に自己負担された方に対しまして非常に均衡がとれないというふうに思っておりますので、今すぐには無理かなというふうに思っております。

委員（三輪順治君） 担当課長さんとされてはその答弁で正しいと思います、私は正しいと。ただ、世の中がどんどん動いていまして、20年前の内規ですから、もちろん今おっしゃった近々の例で、150メートル言やあもう、例えばメートルで1万円とか2万円すれば相当な額を自己負担で水路を引くためにお支払いになっていると。独立採算を基本とした水道事業会計ですから、それは各種法令等条例によってやむを得ない側面はあるんですが、ここはもう人情、行政のある程度の温かみのある配慮、そういったものが私は必要であろうというふうに思っています。

ちなみに、全国のは調べられませんが、都市によってはそういった補助要綱を設けて実際に運用されているところもあります、それはご存じでしょうか、課長さん。

上水道課長（藤代旨弘君） 全国はわかりませんが、一応この近辺につきましては幾らか調べているものはございます。総社市なんかにも確かに補助制度、何割かは負担しましょうというものはあるんですけれども、この取り組みの中にはどうも管を廃止した後は市のほうは管理いたしますので、市が必要と認める管路につきまして配管をいただくと。口径の例えば総社ですとゼロから50メートル、自己負担が3割と、それから5から100メートルであれば自己負担割合が5割という形で定めてありますけれども、これにつきましてはもし仮に13ミリの給水管を例えば50メートルはわすのと、それから大きい口径のものをはわす場合におきましては、仮に自己負担3割と申し上げても、実は13ミリのものを引くより高いということも十分あり得ますので、必ずしもこれが得だというふうなことにはならないと思います。

委員（三輪順治君） お金に換算してどうのこうのという議論をするつもりはないんです。ただ、井原市の水道部の考え方として、私が言ようのは、皆都市計画区域の中で、水道計画のは認可を受けてそれぞれやっているわけです、本管の配置から。ところが、意外な

ところでいろんな家をお建てになる需要が出てきますから、そういった方々に対して相当長い引き込みになった場合に少しあたたかい配慮があってもいいのではないかと、そういう質問なんです。ですから、お金の多い少ないじゃなく、そういう制度があること自体が、例えば定住促進につながって、新たに家をお建てになる場合とか、あるいはその他のことで井原市もやっている、井原市もそういう恩典があると、こういう形で私は魅力の一つにも項目に取り上げられるべき内容であると思いますし、もし思い切った施策をお立てになれば大々的な宣伝もできますし、これは今回は工業用水の場合は言うておりませんが、これも含めてある程度行政体としてその姿勢というのは必要じゃないかと思いますが、水道部長、お考えはどうでしょうか。

水道部長（笠行眞太郎君） 先ほどから基本的なところにつきましては、担当課の課長のほうからご説明をさせていただきました。

それから、定住促進のためというような視点でのご提言もいただきました。本市では、定住促進のためにさまざまな他にいわゆる例のない手厚い支援制度もつくってございまして、その部分については現行、それを進めさせていただいておるわけでございます。

特に、冒頭で申しましたように水道事業会計は皆さん方の水道料金で賄っているという原則がございまして、これはもう法律で決められておりますので、その枠を超えることはできないわけでございます。都市部においては、家が連檐をしておりますので非常に効率がいいわけですが、中山間地が多い本市におきまして、配水管をそれぞれの個々に十分100%充足できるだけのを供給しようとするとその分の負担が大きいのしかかってくるということも経営面からも十分考慮する必要があるわけでございまして、今ご提言いただきました内容につきましては一応要望提言として承らせていただきたい、このように思います。

委員（三輪順治君） 給水条例の第16条の工事者の負担、原則負担、どういうて書いてあるのか私は読んだことありませんが、お手元に今、上水課長さん、あります、第16条。

上水道課長（藤代旨弘君） 第16条を読み上げます。

給水装置工事に要する費用（以下工事費と言う）は、当該工事申込者の負担とする。

以上でございます。

委員（三輪順治君） わかりました。その旨をもって、議会のほうとしても今この所管事務調査をしておるわけでございますから、それを受けて考え方を私は議論としては進めたいと思います。今日、公共下水道の問題も、公共ますまでは公費でおやりになって、屋内工事は自宅ということになると、いわゆるお宅のご自宅の状況にもよりますけども、市民から見れば、これは例えば今さっき例を挙げましたように電気は引っ張ってくれる、NTTも引っ張ってくれる、しかし水道はどうして引かなければならないのと、こういう疑問が素朴に上がってくるんです。ですから、私は今ええとか悪いとかということじゃないんで

す。この現実の際して井原市当局として、県内の市でも県外の市でもそういう一定の補助制度等があるので、研究したいということでありますから、非常に厳しい時代がこれから来ます。それに備えた対応もせにゃあいけません、逆に新しい血を入れていくという、人材も含めて考えていかなければならない課題であろうと思いますので、ぜひ今部長がおっしゃったことを、私は回答を了としますので、一つ引き続き研究して早い時期にご提案なさることを期待をしています。

以上です。

〈なし〉

〈公共下水道工事区域内への浄化槽利用について〉

委員長（簀戸利昭君） 次に、公共下水道工事区域内への浄化槽利用についてを議題といたします。

委員（三輪順治君） 調査の目的でございますが、ここに書いてあるように、現在、下水道処理区域、計画認可区域において淡々と処理されております。工事がなされております。その区域になった場合に、浄化槽との兼ね合いに関する今回の質問でございます。

今お手元にありますところを読みますと、第3条、補助対象地域というところでわかりました。工事区域内であって、合併浄化槽として処理したいといっても、その合併浄化槽にかかわる補助金が受け入れられないというのは、平成2年に告示されました要綱第3条によって認可区域は除くという理解であります、それでまず1点、よろしいでしょうか。

水道部次長（森本謙一君） この補助金要綱につきましては平成2年8月4日告示ということですが、その後、何回か改正が行われておりまして、最終的には平成19年4月から適用するというようになっております。

第3条につきましてはそのとおりでございます。

委員（三輪順治君） この要綱第3条、改正が最近もなされております、平成19年ですが、直近が。この3条があるがために補助金の制度が活用できない、こういうふうになっている現実がここにあるわけです。これはこれで市のほうでお決めになったことですから徹底をすればいいんですが、なかなかご納得なされない市民の方もいらっしゃるわけです。つまり、都市計画税、目的税、これを払って下水道処理区域として早く認可していただいて工事にかかっていたら供用化したい、その気持ちは皆一緒なんです。ただ、例えば合併浄化槽を、これですと区域であれば、もうこれは補助対象外になると。運用上恐らく、ちょっと聞いてみますけど、区域であるのが住民がわかるのは何年ぐらい前なんですか。この対

象外となるのは何年前なんですか。

水道部次長（森本謙一君） 認可区域を国のほうから認定を受けるわけでございますが、既存の認可区域が終了期間を迎える前年度に次の認可区域を申請するわけでございますので、例えば今その工事をしている区間につきまして、今第5期ということで工事を進めておるわけですが、次期の認可をとる時期につきましては平成27年度に国のほうに申請するという、その時点で次の認可区域の大まかな概要がわかるという状況でございます。

委員（三輪順治君） そうでございますね。そうでありますけども、これから先の認可区域の中で、いわゆる処理区域の中で認可を受けられるであろう区域の方で新築なさる場合に、あと5年待たにゃあいけん、6年待たにゃあいけん、あるいは4年待たにゃあいけんとかこういう場合があります、公共下水道につなぐ場合に。その場合に、そのご当家の方は合併浄化槽でやりたいと。あるいは、それまではいわゆるくみ取り方式でやるということですね。その選択権が、例えばこの要綱によって、個人の早く建てて早く衛生的な処理をしたいという思いが、お金がいっぱいある方はいいんですけども、大体においてこの合併浄化槽の補助要綱を使われる方が多いと思いますけども、それが使えないというのは非常に少ししゃくし定規であるかなあと。もう少し、そうである区域内の居住地であっても、その方の選択権の幅としてこの要綱でもう除くというふうに一括に言わずに、これは抜粋ですからただし書きもちょっとわかりませんが、何か運用上、じゃあそれはもうおたく様のお家のご事情がそうであればそういうふうにしましょうということで補助金を適用し、区域内であっても合併浄化槽で対応するということは、これは文面どおり読めば不可能なんですけども、そういう運用というのは検討する余地はないんでしょうか。

水道部次長（森本謙一君） 行政のほうとしましては、先ほども委員さんのほうがおっしゃられたとおりこの補助金の交付要綱によって運用しているわけでございまして、その中でも特例、地形的な条件とかそれから河川のほりであるとか、そういった特殊な条件によりまして、本管が当分そこには入らないだろうという場所につきましては補助金を交付した例もございます。ただし、これから公共下水道がついていくであろうという区域については、個人様の実情はわかるわけでございますが、市のほうといたしましてはこの交付要綱にのっとりまして進めていっております。

委員（三輪順治君） そうした運用は正しいと思います。ですから、それは続けていっていただきゃあいいんですが、そういう例えば特殊的、例外的、あるいは事情があるおたくについてはそういうことも過去あったということでもありますから、もし強くお申し出になって、処理区域内であっても合併浄化槽でうちは処理したいと、こうおっしゃる方につきましては、この第3条の対象地域ではないんですけども、補助の、運用上、それは認めるという理解でよろしいですか。

水道部次長（森本謙一君） 先ほど申しましたのはあくまでも特殊な要件が存在する場合の話でありまして、一般的に5年先になれば公共下水道がつくであろうとか、そういった箇所については従来もそういうお話があった方には、公共下水道の区域になっておりますので浄化槽のほうの補助金については出ておりませんというそういうスタンスで来ておりますので、そのあたりとの整合性等も見計りながらそういう話、個々の話にはなると思いますが、そういった条件等が整うのであればそういう運用をしていくという話です。

委員（三輪順治君） ちょっと観点を変えて質問しますけども、下水道の要する経費もかなり高くなります。特に、芳井地区の突貫のことも含めて考えれば、あるいはポンプアップして木之子のほうに送って行っていきますから相当経費がこれからかさんできますよね。下水道を新しく、確かに公共下水道は大きな正しい選択肢であると思いますが、水質という観点、それから地元の例えば水利組合との民地との関連、可能であれば、井原市がこれから将来負担が少なくなるような方法も選択肢として考えて行って、そういう個人の選択の幅を広げて、合併浄化槽であればその当家で処理なされようわけですから水は入ってきませんよね、管のほうへ。そうすると、負荷が少なくなって処理経費も浮くわけです。だから、1件ずつのケースはこれは計算できませんでしょうけども、大きな目で見れば、いわゆる公共下水道になれば市の責任で全てをやっていきます。そうするとコストが大きくなりますね。単独でやればその当家の責任でやっていただくと、あと、監督指導もやっていただくと、こういうことになるので、私はコストの面から考えても、こういう検討の余地はあると思いますので、ぜひしゃくし定規の、やっぱりルールがあって初めて公共というのは前へ行きますから要綱でいいんです。いいんですが、そうしたようなケースを、いたずらにこれがあるからだめだということじゃなくて、ご当家の事情なり将来計画なりを勘案していただいた後、最終的な適用するかせんかの判断をしていただきたいと、こう思うわけですがいかがでございましょうか。

水道部次長（森本謙一君） 今、委員さんがおっしゃられたようなことで、その個々の事情等についてはいろいろとあると思います。そういったお話につきましては、下水道課の担当のほうとでそういう話をじっくりしていただきまして、うちのほうでそれが対応できるものかどうか、そのあたりの話は最終的にそういう判断を下していただきたいと思っております。

委員（三輪順治君） 執行のほうはお任せしますけども、市民の声としてはそういう素朴な疑問が出ておりますからここでご披瀝させていただいたんですが、私たちもそうした方々に正しく理解していただくために、こうした要綱で今、公共下水道の運用をしていると。したがって、要は説明としてきちんと説明する。しかし、それでも納得せられないところは、それは行政のほうに直接言ってもらわなきゃいけない場合もあるでしょうけども、我々とすれば

担当地区ないしは市内の市民の方に対して、その疑問に対してそういうお答えができるということですから、基本はもう要綱による。ですから、指定外ということではありますけども、特殊な場合、じゃあ特殊が何かというのは個々に言えないのでケースは水道局と協議してくださいと、それによって結論を出せますから。しかし、出た結論には従ってくださいよと、こういうふうに申し伝えますが、それでよろしいでしょうか。

水道部次長（森本謙一君） そのように伝えていただければと思っております。

委員（三輪順治君） わかりました。

以上3点は、いずれも市民の方の素朴な質問でございまして、わざとこの所管調査に上げるまでもないとは思ったんですが、ただ市民生活にかなり密接に関連しておるので、所管事務調査として皆さんで議題の中に入れることを委員会として決定したものでございます。したがって、副委員長1人が言っているわけじゃなくて、建設水道委員会としてこういった形で調査させていただいたということです。市のお考えもよくわかりましたので、以上3点含めまして、今後ともいろいろ市民サイドに立った行政の執行のためにご尽力いただきたいということを申し添えまして、私の質問を終わります。

〈なし〉

委員長（簀戸利昭君） 傍聴されている森本議員からただいま発言の申し出がありました。

〈異議なし〉

委員外議員（森本典夫君） ありがとうございます。

浄化槽の件で、先ほど来いろいろ話がありましたが、その中で、先ほど次長が5年ぐらい先に計画、そこへ引かれるということになれば、それをお話ししてもうちょっと待っていたくというようなことをちょろっと言われましたけれども、この3条の後段、公共下水道の整備が当分の間、見込まれない公共下水道事業計画に認可を受けた区域内というふうなことがあります。当分の間というのはちょっと具体的にお聞かせいただいておかないと、もし相談を受けたときにあといつごろそこへ来るのかというのが、工事がされるのかというのがわかれば、もうあなたのところはだめですよと、まだ大分先になるからこれへ該当しますよというようなことが言えると思うんで。当分の間というのは、具体的には何年でしょうか。

水道部次長（森本謙一君） この補助金の交付要綱でございまして、これにつきましては国費のほうも入っておるわけございまして、それにつきましては国のほうにおきまして

は、この当分の間というのを7年という年限を設定しておられるようでございます。ただし、井原市におきましては、先ほども申し上げましたが地形的な条件等、それからあと法令的な関係で河川等、そういった場所にどうしても配管ができない場所、そういう箇所については当分整備ができないだろうということで、その間につきましてはそういう補助をするというスタンスではございます。

委員外議員（森本典夫君） 具体的に数字が出ましたが、7年という数字でありましたけれども、例えばAさんという人がその区域内へ、先ほども出ていますように家を建てたいということで、公共下水道は行く行くは来るんだけどなかなか待てないということで、言ってみれば浄化槽をつけたいというような場合に相談に行かれたら、その区域がもう6年先にはどうにかつくだろうというような見通しであれば、もう待ってもらうしかないというふうな判断。それから、7年というのは7年より先というんですか、7年にはもうつくという、そこらの境は7年以上でしょうか、7年未満でしょうか、そのあたりはどうでしょうか。

水道部次長（森本謙一君） 7年以上です。

委員外議員（森本典夫君） ということは、7年先にはつくけれども、ということになればこの要綱が適用されるというふうな判断をしていいと思いますし、それからその地域でも先ほどちょっと次長が言われましたように、一応6年先ぐらいにはつくけれども、そこらがなかなか管を引くについては大変なんで、6年先にはつくけれども条件的には悪いんでここは認めましょうというようなケースもあるということよろしいでしょうか。

水道部次長（森本謙一君） その地形的な条件等につきましても、それも相当期間といううちの考えに入るわけございまして、そういう判断をしていたけど詳細に設計をしたら入るのではないかと、そういう場合も出てきますので、それにつきましてはこれから詳細な設計を進めていく上で、この地区については7年以上、もしくは10年は当分工事ができないだろうと、そういった箇所の判断をしていきたいと思っております。

委員外議員（森本典夫君） その件ではわかりました。具体的に数字が出ましたんで、もし相談を受けた場合は、この区域があとどのぐらいでできるかというふうなことを聞いて、その年数が決まった時点でそれに該当するかどうか相談に行きなさいというような話ができると思います。

それで、今7年という数字が出ましたけれども、ずっと今まで経験で工事がおくれおくれになっております。ですから、この区域が例えば6年で工事が始まるだろうというふうなことになっておっても、年数がたっていると7年、8年かかるというようなことも今まであったと思うんですが、そういう意味ではそこらあたりはもう加味されるんでしょうか、どんなんでしょうか。実際には、工事が早まることはなくてもおくれることはあるんですが、その

あたり7年という基準が。特別な事情以外の一般的な7年というのが延びる可能性もあるわけで、そういう意味では、そのときは6年でできますよと言われておって、実際には8年後に工事ができたというようなことになりますと、一生懸命それが来るのを待ちようて浄化槽をつくらなんだけれども結局8年も待ったじゃないかというような結果になりかねんというようなこともあるんですが、そのあたりはどういうふうに判断されますか。

水道部次長（森本謙一君） 下水道課としましても、その区域になっているところにつきましてはもう一刻も早い整備を心がけておるわけでございますが、先ほど申されたようにこれには国の補助、それから市の財政等も伴いますので、その時々状況によりまして進捗度も変わってくるのだと思っております。

今言う6年、7年、8年とかそういう話になりますけど、明確にほんならこの区域が何年でできるということについてはこちらとしてもちょっとわかりづらいところもあるわけでございまして、これをほんなら7年たったら絶対できますよとかそういう話ができないわけなんで、その辺がちょっと難しいところもあるんですが、市のほうとしましてはもう極力早急に工事を進めていきたいということだけであります。

委員外議員（森本典夫君） よくわかりましたが、基本的にはかなりおくらしている状況の中ですから、5年でしたら先ほど次長も言われましたように5年先にはつきますからちょっとこの要綱に該当するわけにいかないということを言われているようですが、6年以降ぐらいについては幅を持たせていただいて臨機応変、できるだけ文化的な生活ができるような手だてを市としても講じていただきたいという意味から、できるだけ5年、今は十年一昔言ゆるけど今は5年一昔ですから、そういう意味では一昔さきの話をする場合に、できるだけ文化的な生活を送るためには5年過ぎた分については認めていくかなというようなことで、区域内でもできるだけ浄化槽が設置できるようにしていただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

〈なし〉

〈その他について〉

委員長（簀戸利昭君） その他、本委員会の所管に属する事項で委員の皆さんから何かございますか。

委員（藤原清和君） 過去何年前か忘れましたが、橋梁の調査、一遍やったと思うんですよ。国からいろいろあって橋梁の調査、ずうっと市内の。今突然言いましたのは、一つの橋のことだけなんじゃけど、大正橋があるでしょう。大正橋の橋そのものの、あっこの現場

に行ってみてもらえば一番ええんですけど、物すごいこのあいてきておる、コンクリーの舗装そのものが。このことについて、一般の方は初め何とも思おうてなかったらしいけど、最近になって何であっただけ、よそはきれいな橋になつとるのにあっただけがたつとしようる。何かならんのかということを出てきとんじゃけど、このチェックは定期的にはしようてないんじゃないん。民間からの報告なんかであそこが悪いんかということがわかってやるようになるんじゃろう。

委員長（簀戸利昭君） 今、藤原委員から質問が出ましたが、これについて皆さんのご意見を求めたいと思いますが。

取り上げるかどうかをご判断いただけたらと思います、委員の中で。

委員（柳井一徳君） 今の話ですと景観だけの問題なのか、危険度があるという意味合いなのかがちょっとわからないんですけど、危険度があるんであれば早急に考えなければならぬと思うんですが。

委員（藤原清和君） 危険度がある言やあ危険度がある。橋が落ちるとかそういうなどこまではいってないと思うけども、橋そのものの舗装そのものがもう荒れてきているということでしたね。

委員（惣台己吉君） 危険度があれば取り上げるべきだと思う。あいまいなんで。危険度がある言やあある、どうちゃらこうちゃらじゃあちょっと判断のしようがありません。

委員（大滝文則君） 橋梁については一般質問でたしか出たはずですよ。そのことについて、執行部のほうから計画性を持ってするという話がありましたんで、個別の話になるんか、先ほど委員さんが言われたように、明らかに危険が今感じられる状況でしたら、この際取り上げると、明らかに危険がない状況ではちょっとここで今上げる必要はないんじゃないかというような気もしております。

以上です。

委員（三輪順治君） 私も橋梁については何年か前に寿命化計画並びに耐震診査で何十橋か調査されておりますね。ホームページにもアップされています。がしかし、中身が見えないんです。橋ごとに、建物でしたらI s 値というのがありますけども、橋の場合がよくわからなくて、そこに書いてあるのは危険精度の度合いに応じて計画的に整備すると、こういうふうなことが書いてあるだけで、じゃあどこの橋からどういうふうになんか悪くてどうのこうのというのは、私がホームページを見る限りはないんです。ですから、ちょっと緊急性があるかどうか判断しようがないので、私は保留とさせていただきます。

〈なし〉

〈採決 否決〉

委員長（簀戸利昭君） 以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の皆様にはご退席をお願いしたいと思いますが、何かございましたらご発言をお願いいたします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始ご熱心にご議論をいただきました。通じてご意見、ご提言等を賜りましたが、今後の市政の推進に必ずや役立てていきたいというふうに思っております。

さて、本日からといいますか、本日は彼岸の入りということであります。先祖を敬うと同時に先人に心をいたし、本市の今までの発展に寄与された方々、これに感謝を申し上げたいというふうにも思っております。議員の皆様方には、今後ますますご活躍なされますようにご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

委員長（簀戸利昭君） 執行部の皆さんは大変ご苦労さまでございました。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

〈回答案等について協議〉

- ・番号 17

〈決定〉

- ・番号 3、4、12、20

〈執行部に報告することで決定〉

- ・番号 1、2、5、6、7、8、9、10、11、13、14、15
16、18、19、21、22、23

〈継続協議〉

〈議長あいさつ〉

委員長（簀戸利昭君） 以上で建設水道委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

〈市民の声を聴く会での意見、要望等について〉

番号	地区	内容	回答(案)
1	野上	<p>昨年の質問で「相原公園植栽について、何を植えるのか」という質問に対して、「桜を植栽します」という回答をいただいておりますが、桜と言えば「吉野桜」を植えられると思います。本来ここへは吉野桜と書くべきと思っている。</p> <p>菖蒲園の遊歩道へアジサイを植えている。その周辺一体を明治池公園と言っています。そこを地域みんなで手入れしている。ここ10年アジサイが咲かない。よく見ると咲かないアジサイが植えてある。アジサイには、ガクアジサイと西洋アジサイがあるがガクアジサイを植えているようである。ガクアジサイは地味な花しか咲かない。一般的には、西洋アジサイを植えると思うが、おそらく、県の事業だと思うが、設計図へは「アジサイ」とだけ書かれていたのではと想像される。</p> <p>施工業者のミスではないと思うが、こういったことのチェックと指導を条例化するなどしないと予算の食い逃げになってしまう。このアジサイでは今後の管理についても楽しみがないと思っている。確認と今後このようなことが起こらないための検討をしてほしい。</p>	継続協議
2	野上	<p>有害鳥獣対策について、免許がないとできないということだが、免許をとる方法として、野上地区へ出張してきてもらって自治会で人を集めてもらって講習会等をしていただくことができないか。今は猿の被害が非常に多い状況である。</p> <p>この間、講習に行ったが、とにかく追い払う方法の話ばかりであった。人がそこにいたら出てこないわけなので、駆除する方法を考えないといけないと思っている。</p>	継続協議
3	野上	<p>野上だけではないが、野上は特に高齢化が進んでいる。雨が降った時や雪が降った時など、支障木等が車の通行の邪魔をすることがよくある。</p>	担当部署へ、雨・雪が降った時に発生する道路上の支障木の除去について、市民から連絡があった場合には、適切な対応をしていただくよう依頼しました。
4	野上	<p>幹線道路の排水について、落ち葉が詰まって排水がうまくできていない箇所がある。改善作業を進めていただくか、または市から補助金を地域へ出していただき地域が対応するか何らかの対策をしていただきたい。</p>	担当部署へ、幹線道路の排水処理が悪いところにおいては、改修工事を行うか、地元へ補助金を交付して対応してもらるか何らかの対策をとっていただくよう依頼しました。

5	稲倉	井原市、笠岡市、里庄町で工業出荷額がいくらかいかわかるか。一番は里庄である。里庄は昔から企業誘致をしてきて、その結果が近隣で一番多い工業出荷額に繋がっている。企業誘致などいろいろな対策を今やらないと他市町村から遅れてしまう。岩倉工業団地の凍結解除について、まず動いてほしい。	継続協議
6	美星	鳥獣対策について、イノシシ・サルも多いがヌートリアが非常に多い。矢掛町では捕獲容器を作成して今のところ700匹を捕獲した。井原市も同様の容器を作成し捕獲してヌートリアを少なくしていただきたい。	継続協議
7	美星	鉄砲、罠の講習だが、岡山へ行っての講習となっている。少なくとも県民局ぐらいで講習していただくよう市へ要請していただきたい。	継続協議
8	出部	企業誘致の件で、四季が丘に●●●●が工場(身障者50~60人程度)を作りたいと言うのがあった。これは、市のトップで、交通量が増えるのでダメと決めてしまっている。これは、本当なのか調べてほしい。	継続協議
9	青野	有害鳥獣の対策について、市内全体で問題になっているが、補助についても、一部補助外のものもあります。すべての対策について補助してほしい。例えば、ワンワン警報なども補助がありません	継続協議
10	青野	有害鳥獣に関して、ぶどうの産地であり、野菜も被害があります。特に、サルの被害があるように聞いているが、エアーガン(市で3丁)や花火(講習がいる)など、すぐに使用できるようにならないか。	継続協議
11	青野	エアーガンに関し、先日、農林課より紹介があり、依頼があれば出向くとあるが、サルには間に合わない。エアーガンなどについての購入パンフレットがあればいただきたい。サンショップにあったが、メーカーや型式を言ってくれと言われたので、農林課として参考資料があれば出してほしい。	継続協議
12	木之子	市役所で色々言うのですが、市営住宅において、穴を掘ってゴミを埋めたり、火をつけて燃やしたりしている。誰が、どういう事で動くのか、誰もが知らん顔をする。	担当部署へ、ごみを適切に処理していただくよう指導するように依頼しました。